

1. 甲は、乙が紹介した応募者の採用を決定し、応募者が甲への入社に至ったときは、甲が採用決定した応募者（以下、「採用決定者」という）と合意した初年度理論年収の35％に相当する額を、業務委託料として乙に支払う。なお、理論年収とは、次の式で計算された額とする。

$$\text{理論年収} = (\text{月額固定給} \times 12 \text{ヶ月}) + (\text{賞与算定基準額} \times \text{前年度実績賞与支給月数})$$

2. 前項の月額固定給とは、基本給＋家族手当・住宅手当・役職手当・みなし残業など諸手当で算出し、通勤手当は含まないものとする。
3. 第1項に規定する理論年収の算出において、年俸制については、年俸額を適用する。
4. 第1項に定める業務委託料には消費税は含まれず、請求時に別途加算する。